

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山鹿市長

市町村名 (市町村コード)	山鹿市 (43208)	
地域名 (地域内農業集落名)	三玉地域	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月30日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、土地利用型、施設園芸等が盛んであるが、農業者の平均年齢65歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者の確保・育成が喫緊の課題である。また、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業経営体数:170戸(うち販売農家127戸、自給的農家43戸)

主な作物:水稻、すいか、葉たばこ

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心とした土地利用型については、農作業の効率化を図るため、中間管理事業による農地の集積・集約化を目指し、担い手の育成やスマート農業の導入を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	489 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	387 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向に沿った、農地の集積・集約化を段階的に進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
老朽化している用排水施設等について、土地改良事業等を活用しながら改修に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市の担い手育成総合支援協議会等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、農地や農業用施設などを斡旋し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①侵入防止柵や電気柵を設置するとともに、市や猟友会などと連携して速やかに対応できる体制を構築する。
 ③スマート農業の導入を推進し、農作業の省力化・効率化や生産量・収穫量の向上を図る。